

R5年度野生いのししの豚熱等感染状況調査に関するQ&A (R5.5.15)

(※適宜更新します)

- 1 豚熱ウイルスに関すること
- 2 調査全体に関すること
- 3 採材・資材に関すること
- 4 消毒・運搬に関すること
- 5 検査促進費に関すること
- 6 その他

1 豚熱ウイルスに関すること

(問) 豚熱ウイルスは、いのししのどこにいますか。生存期間はどのくらいですか。

(答) 豚熱ウイルスに感染したいのししは、唾液や涙や糞尿中にウイルスを排泄するほか、血液や臓器にもウイルスが含まれます。

糞尿等の中のウイルスは、室温(20℃)では、数日から2週間生存します。また、冷凍肉中では4年以上安定しているといわれています。

(引用元：CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き)

2 調査全体に関すること

(問) 調査スケジュールはどのようになっていますか。

(答) 次のとおり計画しています。

5月下旬～

6月上旬 : 調査開始

10月下旬 : 進捗状況整理、狩猟期の取組検討

3月下旬 : 調査終了

(問) 地域ごとに調査頭数の限度はありますか。

(答) 地域ごとの上限頭数は設けません。ただし、県全域での計画頭数は270頭としていますので、この頭数を超えた場合は、実施期間中でも調査を終了します。

(問) 270頭の月ごとの目安頭数はありますか。

(答) ありません。調査頭数が270頭に到達した時点で、調査を終了します。

(問) 箱わなで複数頭捕獲した場合は、調査対象は1頭だけですか。

(答) はい。代表個体のみ採材をお願いします。

((例) 親いのしし1、子いのしし3捕獲した場合は、代表個体である親1のみ採材等)

(問) 対象となる捕獲方法は、箱わなだけですか。

(答) 箱わな以外の捕獲方法(くくりわな、囲いわな、銃等)も対象となります。

(問) 調査対象を食用に供さないものとしているのは何故ですか。

(答) 豚熱ウイルスに感染したいのししは、血液や臓器や体液中にウイルスが含まれるため、解体作業等により、ウイルスをまん延させる可能性があるためです。

(問) ジビエ施設向けの野生いのししを調査対象にしてもよいですか。

(答) 本調査では、食用に供さないものを調査対象としてます。このためジビエ施設向けの野生いのししは調査対象としません。

【理由】①本調査では採材してから検査結果が判明するまで1週間程度かかるため、結果が判明するまで施設で保管していただく必要があること ②一連の作業(捕獲・止め刺し・運搬・搬入・解体・加工等)において、豚熱ウイルスの拡散防止・交差汚染防止のための衛生措置が徹底されている必要があること ③県内で②のことについて整理中であること

(問) 豚熱に感染したいのししが確認されていない市町においても消毒をしないといけませんか。

(答) 広島県においては、2023年5月末現在、豚熱感染いのししが確認された地域が拡大しています。

そのため、採材したいのししが豚熱ウイルスに感染している可能性があるとして想定した対応をお願いしています。

(問) 捕獲協力者等からの質問の問い合わせ先を教えてください。

(答) 問い合わせ先リーフレットを作成しています。参考にしてください。

(問) 採材後のいのししの処理はどうすればよいですか。公共の焼却施設で処理してよいのですか。

(答) 各市町の方針に従い一般廃棄物としての処理をお願いしています。

(問) 捕獲協力者は、個人でないといけないのですか。

(答) 個人か団体かは問いません。

例えば、地域協議会（役場、狩猟者、農家等）でも要件を満たすことは可能です。ただし、その場合は、協議会に入金するための専用の通帳が必要となります。

個別に御相談ください。

3 採材・資材に関すること

(問) 止め刺し後採材するまでの時間の目安はありますか。

(答) 時間の目安はありませんので、採材が可能であれば大丈夫です。なお、血液が凝固しても構いません。

(問) 採材した血液は常温で保存してもよいですか。

(答) 冷蔵での保存をお願いします。

(問) 捕獲場所の緯度経度の調べ方を教えてください。緯度経度が分からない場合はどうすればよいのですか。

(答) お手持ちのスマートフォンのマップアプリ等を利用して調べてください。

また、緯度経度が不明な場合は、住所またはハンターマップコードの記入をお願いします。

なお、詳細な住所が不明な場合は、その地点の目印等を記録し、採材後に材料送付先である委託業者と場所について情報を共有してください。

(問) 捕獲場所と採材場所が異なる場合は、どちらを記載するのですか。

(答) 原則、捕獲場所での採材をお願いしますが、捕獲場所が採材に適さず移動させる場合は、捕獲場所を記載してください。

(問) ハンターマップコードは約5km 単位ですがそれでよいのですか。

(答) はい、大丈夫です。採材後に材料送付先である委託業者と場所について情報を共有してください。

(問) 捕獲協力者への採材資材の配布方法はどのようになるのですか。

(答) 委託業者から、各市町の捕獲協力者の窓口に必要な資材を送付し、そこから各捕獲協力者への配布をお願いしています。

なお、上記の対応が難しい地域については、委託業者から直接捕獲協力者に郵送します。

(問) 検査材料を送る配送業者はどこでもよいのですか。

(答) 採材マニュアルに記載のある業者を活用してください。

4 消毒・運搬に関すること

(問) 豚熱ウイルスの消毒は何を使えばよいのですか。

(答) 消石灰等のアルカリ消毒剤、次亜塩素酸ナトリウム、エタノール、逆性せっけんなど幅広い消毒薬で効果があります。

(問) 捕獲したいのししを捕獲場所から採材場所等まで移動させる場合、どこまで消毒を行えばよいのですか。

(答) 消毒は、豚熱ウイルスの拡散リスクの低減を目的としているため、捕獲した場所、止め刺した場所、採材場所等のほか、血液や糞便等が漏出した場所の消毒をできる範囲でお願いします。

(問) 本調査における消毒方法は

(答) 消石灰（2kg）及び消毒用スプレーでの対応をお願いしています。

(問) 採材後のいのししの死体を焼却場に運搬するときの注意事項は何かありますか。

(答) 血液や糞便等が漏れないようにしたうえで運搬をお願いします。

(問) 捕獲したいのししを捕獲場所から移動させるときの注意事項は何かありますか。

(答) 出来るだけ血液や糞便等が漏れないようにしたうえで運搬をお願いします。

5 検査促進費に関すること

(問) 写真撮影を忘れた場合は、検査促進費はもらえないのですか。

(答) 原則、不可としています。捕獲・採材を確認するために必要ですので、写真の提出をお願いします。

写真撮影を忘れた場合は、個別に御相談ください。

(問) 捕獲協力者と振り込み先が異なる場合はどうすればよいですか。

(答) 委任状が必要となります。個別に広島県畜産課に御相談ください。

(問) いのししの捕獲に係る補助金等を受給していたら、検査促進費はもらえないのですか。

(答) 本事業の検査促進費は、市町が実施するいのししの捕獲に係る補助金等（鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業など）と重複して受給できます。

6 その他

(問) 野生いのししの豚熱感染対策に関する参考資料を教えてください。

(答) 以下の資料を参考にしてください。

①野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（最終改正令和3年4月1日 厚生労働省）

②CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月 環境省・農林水産省）

③豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月、令和5年4月改訂 農林水産省 農村振興局、消費・安全局）

(問) この調査の説明資料等は、どこで手に入りますか。

(答) 広島県のホームページ（トップページ 組織でさがす 農林水産局 畜産課 野生いのししにおける豚熱（CSF）対応について）に掲載していますので、参考にしてください。